

す。例えば、九条がこのマイクだとすると、安倍政権は、この九条に対して論理的な試み、作用は一切やっていないんです。九条を基に、昭和四十七年に作られた古い政府見解を持ち出してきて、その中の外国の武力攻撃にたまたま誰に対すって書いていないので、この四十七年見解だけは集団的自衛権を容認しているんだと言っているんですね。

何でだけかというところ、これも私、質問しているんですよ。じゃ、この四十七年見解以外に集団的自衛権が合憲と読み取れるそうした政府文書、あるいは国会答弁はあるんですかと聞きますと、政府は当然、一つもありませんと言います。ただ、この四十七年見解だけは認められるというふうに言っているわけですね。

茂木大臣に伺いますけれども、今御覧いただいた事実関係から、安倍政権、菅政権も踏襲していただきますけれども、この昭和四十七年見解の中の外国の武力攻撃という文言が、同盟国に対する外国の武力攻撃とも作成当時から読める。よって、この四十七年政府見解は集団的自衛権を許容した政府見解である。よって、七・一閣議決定の集団的自衛権の容認は合憲であり、存立危機事態条項も合憲であるという政府の主張は、これは法解釈としては成り立たない違憲の主張であるというふうに思われませんか。

○国務大臣（茂木敏充君） まず、委員お示しいただいた吉國長官の昭和四十七年九月十四日の答弁、かなり長く答弁をしております、その中で、おっしゃるように、自衛権の行使が許されるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると、このように答弁をされているんですが、同じ日の委員会において、例えば侵略が現実起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるおそれがある。その場合に、自衛のために必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、こんなふうにも述べられておまして、この九月十四日の答弁から一か月後に、ちょうど十月の十四日に政府統一見解というものがまとまるわけでありまして。

そして、この政府統一見解、二つの要素から成っていると考えておまして、その一つは、憲法九条の下でも、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは解されない。そしてもう一つ、一方で、この自衛の措置は、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力の行

使は許容される、こういう二つの要素でありまして、これに照らすと、昭和四十七年当時の安全保障環境、これを考えますと、この基本的な論理が当てはまる場合とは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると、こういう事実認識であったと思います。

ところが、政府見解がまとめられてから四十年以上を経た最近の安全保障環境、これもし必要だったら説明いたしますけれども、これを踏まえて、平和安全法制におきましては、昭和四十七年見解の基本的論理に当てはまる場合として、先ほども申し上げたものに加えて、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にもこの論理が当てはまるとしたものでありまして、基本的な論理、この二つの要素は変わっておりませんが、この基本的な論理を踏まえて当てはまる状況といえますが事態、これが安全保障環境の変化とともに変わってきていると、そのように考えております。

○小西洋之君 今の茂木大臣の答弁は、七・一閣議決定と、あと、そこで書かれている武力行使の新三要件が基本的な論理への当てはめの帰結として出されたものと、まさにそのとおりなんです。ただ、私の質問というのは、元々その基本的な論

○説明員（吉國一郎君） 先ほど憲法第十三条と申し上げましたが、その前に、前文の中に一つ、その前文の第二文と申しますか、第二段目でございますが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、」云々ということがございます。それからその第一段に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」ということで、この憲法を制定いたしまして、さらに憲法第九条の規定を設けたわけでございます。その平和主義の精神というものが憲法の第一原理だということは、これはもうあらゆる学者のみんな一致して主張することでございます。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し、」のあとのほうに、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ということで、平和主義をうたっておりますけれども、平和主義をうたいまして、**武力による侵略のおそれ**のないような平和社会、平和的な国際社会ということをお願いしておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているとは言えないわけでございます。で、その場合に、**外国による侵略に対して、日本は全く国を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうか**ということが問題になると思います。そこで国を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は一十三条を引用いたしましたのは、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということで、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第十三条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、**外国の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段による**と思いますが、外交の手段で**外国の侵略を防ぐ**ということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても**外国の侵略**が防げないこともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになるかと思いますが、その防げなかった侵略が現実起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、**集団的自衛の権利**ということばを用いるまでもなく、**他国が一日本とは別なほかの国が侵略されている**ということは、**まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということで、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、**という説明からそうなったわけでございます。

# 昭和47年 政府見解

8

昭和四十七年一月九日 起案 昭和四十七年一月十七日 決裁 主査 早坂

長官 第一部長 参事官

次長 参事官 参事官 参事官

総務主幹

集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があった標記の件について、別紙のとおりとりまとめ、これを同委員会に提出してゆく。い。

内閣法制局

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

集团的自衛権と憲法との関係

（参決委（昭四七、九、一四）に行けり水口議員要求の資料）

国際法上、国家は、わが中の集团的自衛権を行使し、自国と連綿関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃をされていなければ、いかにわが国が、実力をもちて阻止すること

が正当化されるという地位を有してゐるものと見られて、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

内閣法制局

第五条(C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共和国との共同宣言の第三段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が右の集团的自衛権を有してゐることは、国家である以上、当然といはなければならない。

（主眼）

（端上）

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

上集团的自衛権を有してゐるとしても、国権の発動として  
 これを行使することは、憲法の容認する自衛の措置  
 の限界と、こゝろのつてあつて許されないのである。  
 てゐる、こゝろは次のような考へに基づいてある。  
 憲法第九條は、同條に、わが國の戦争を放棄し、  
 わが國の戦力の保持を禁止してゐるが、前文に於いて  
 全世界の國民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸  
 福追求に対する國民の権利については、……國政の上で、  
 最大の尊重を必要とする」旨を定めてゐることから  
 も、  
 わが國のみならず、わが國の存立を全うし、  
 國民が平和のうちに生存することまでも放棄してゐないであらう  
 自國の平和と安全を維持しその存立を全うする  
 ために必要な自衛の措置をとることと  
 禁されてゐると

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義を  
 その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を  
 無制限に認めてゐるとは、解されないであつて、それ  
 は、あくまで **外國の武力攻撃** によつて國民の生命、自由  
 及び幸福追求の権利が根底からゆくつかえされるという  
 急迫、不正の事態に対処し、  
 國民のこゝろの  
 利を守るための止むを得ない措置としてはじめに容認

その措置は、右の事態を排除するための必要最少  
 限度の範囲にとどまるべきものである。さうにとすれ  
 ば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許される  
 のは、わが國の領土又は領民に対する急迫、不正の  
 侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他  
 國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容  
 とする集团的自衛権の行使は、憲法上許されないと、  
 わが國を侵害し、

## 7. 1 閣議決定

(1)...政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、...論理的な帰結を導く必要がある。

(2)...この自衛の措置は、あくまで**外国の武力攻撃**によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。

これが...基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に**明確に示されている**ところである。

## 「昭和47年見解」作成の角田氏(元法制局長官)の証言



2015.8.28  
週刊朝日

「日本が侵略されていないときにどうなる、なんて議論は当時なかった。  
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っていなかった。いやあ、よく掘り出したものだね。」

2017.9.20  
東京新聞  
一面

「外国に対する武力攻撃に対して日本が参加するなど、夢にも思っていなかった。」

出典:週刊朝日及び東京新聞より小西洋之事務所作成 令和3年6月3日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

## 安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事 2015/9/15

違憲です。**法匪**という、**あしき例**である  
とても法律専門家の検証に堪えられない。

読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、**裁判所に行っ  
て通るか**という**と、それは通らない**。

宮崎礼壹 元内閣法制局長官 2015/6/22

**いわば黒を白と言**いく**るめる類い**と言うしかありません。  
憲法九条に違反し、速やかに撤回されるべき。

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長 2015/9/8

四十七年意見書の当時から限定された**集団的自衛権**は認められていたというようなことは、**あり得ません**。当時の**吉國長官答弁**及び**防衛庁政府見解**によって**完全に否定**されている



# 重要土地等調査法案の概要

(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案)

## 目的／基本方針の閣議決定 等

- **目的**：重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止
- **基本方針**：①重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向  
②注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）  
③土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項  
（勧告及び命令に係る行為の具体的内容に関する事項を含む。） 等
- **留意事項**：この法律に基づく措置は、個人情報保護に十分配慮しつつ、必要最小限度のものとなるようにしなければならない。

## 対象区域及び調査・規制の枠組み

### 注視区域

- 重要施設の周辺：防衛関係施設、海上保安庁の施設及び重要インフラ（政令指定）の周辺\*の区域について、告示で個別指定。  
※ 施設の敷地の周囲おおむね1,000mの範囲内で指定。
- 国境離島等：国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域について、告示で個別指定。

### 特別注視区域

- 特定重要施設の周辺：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺の区域について、告示で個別指定。  
例) 司令部機能、警戒監視機能を有する自衛隊の駐屯地・基地 等
- 特定国境離島等：機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の国境離島等による機能の代替が困難であるものの区域について、告示で個別指定。  
例) 領海基線となる低潮線を有する無人国境離島 等

### 調査

(注視・特別注視区域共通)

- **対象**  
土地及び建物の所有者、賃借人 等
- **事項**
  - ・ 所有者等：氏名、住所、国籍 等
  - ・ 利用状況
- **手法**
  - ・ 現地・現況調査
  - ・ 不動産登記簿、住民基本台帳等の公簿収集
  - ・ 所有者等からの報告徴収（刑事罰あり）  
※ 上記の公簿収集を行った結果、なお必要があると認めるとき

調査結果を踏まえた規制

### 事前届出

(特別注視区域のみ)

- **対象**  
土地等の所有権移転等（売り手・買い手／刑事罰あり）  
※ 一定面積以上の取引に限定。
- **届出事項**
  - ・ 氏名、住所、国籍 等
  - ・ 利用目的、所在、面積 等

国による買取り

国による買取り

### 利用規制

(注視・特別注視区域共通)

- 他法令に基づく措置
- 機能を阻害する利用の中止の勧告⇒命令（刑事罰あり）
  - ・ 国による損失の補償
  - ・ 国への買入れの申出

### 国による買取り

(注視・特別注視区域共通)

- 国による土地等の買取り  
※ 国の努力義務

## その他

- 「土地等利用状況審議会」の設置：重要インフラに係る政令の制定・改廃、区域指定、勧告の実施等に当たり、意見聴取。
- **施行期日** 基本方針、審議会等：公布から1年を超えない範囲内  
区域の指定、調査、利用規制、事前届出等：公布から1年3か月を超えない範囲内
- **見直し**：法律の施行後5年経過時に、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずる。